

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成28年5月18日(水)
開会 午前10時
閉会 午前10時47分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長)梅村 均、(副委員長)堀 巖
櫻井伸賢、相原俊一、木村冬樹
須藤智子議長、相原俊一副議長
5 欠席議員 なし
6 説明員 議会事務局長尾関友康、同統括主査寺澤 顕
7 委員長あいさつ
8 議長あいさつ
9 協議事項

(1) 平成29年度職員配置要望書について

議会事務局長：資料に基づき説明

梅村委員長：議会事務局にて案が示された。各委員の意見はどうか。

須藤議長：代表者会では、行政課職員の議会事務局との兼務やパート職員の採用という意見があった。職員1人を増員要望するに当たって、どんな職務が必要かどうして1人増員なのかを具体的に示して求めなくてはならない。この点は来年以降の要望と考える。

堀副委員長：この案だけでは不十分と考える。2年続けて議長から増員要望を提出している。その整合性を図る必要がある。平成29年度に議会として何を行っていくか、ホームページの充実であり、公聴会や参考人招致を頻繁に行うなど、やることは多くあると考える。議会改革として話し合ってきたことを記載できる。

梅村委員長：最近事務局として出来ていない点と感じている協議会等の議事録作成が挙がらないか。「協議会の議事録作成のため」と要望理由は記載できる。今後の議会報告会の議事録は事務局が作成したり、事務局も参加するというように変えていくことも必要かと思う。

堀副委員長：要望までの時間も少ないが、なぜこの時期に議会運営委員会の協議事項として挙がるのか。

議会事務局長：4月の全員協議会で一度諮っている。その時と提出様式が大きく違う。全員協議会后に市長へ提出したが、市側の求める様式にて提出するよう依頼があり作成した。

堀副委員長：平成28年度職員配置要望の時点で、現況の職員4人を要望す

るとした回答を議長も確認していないという事実があった。兼ねてから計4人態勢では不十分と議論してきたはずだ。議長にも相談していなかったことについて理由はあるか。

議会事務局長：職員配置要望については平成28年度初旬4月の依頼であった。その時点で議長までの確認行為が必要との認識ではなかった。今回については、3月に照会があったので、4月に議長と相談し全員協議会を経て回答を行った。その時の要望としては、平成29年度は現在の職員4人体制を要望するものの、何か新たな取り組み等が確定したら新たに職員の増員を要望するという事で決まっていた。

木村委員：平成27年度を振り返ると議会基本条例推進協議会、議会広報委員会、議会基本条例検証特別委員会といった議事録が全く作成されていないと認識している。運営する側としてはたいへんだった。これはそのまま終わっていくのか。市長部局からも議事録も作成していない会議とも言われている。常任委員会に関しては委託により議事録は作成される。

梅村委員長：協議会の議事録作成にまで事務局職員の手が回らない現状を記載してはどうか。これらの意見を踏まえた事務局案を作成依頼したいがどうか。

木村委員：議会報告会の議事録等は議会が一定やるべきとも考えるが、議会事務局との住み分けも必要と考える。事務局が把握していない点があることもどうかと考える。人数を現状維持とするにしても訴えていくべくことは多くあると考える。法制執務に精通した職員を要望するのと併せて新規採用職員の配置が2回続いていることは大きな問題と捉えている。議会事務局を希望する職員は少ないと察するし、議会事務局の職務に慣れてくる時期に人事異動の対象になるのもいかなものかと考える。一定期間人事異動がないよう要望して、体制に影響が出ないようにしたい。

須藤議長：平成29年度の人員要望は5人という解釈で良いか。代表者会では正規職員の増員ではなくパート職員の配置でも良いという意見もあった。

堀副委員長：議会の時のみパート職員という意見もあるようだがそれは違うと考える。

木村委員：再任用事務職員として経験者が配置されるのも一つの手立てと考える。議会事務局長経験者であれば尚更のことだ。

須藤議長：代表者会でも議事録作成ができていないという意見があった。

木村委員：職員4人、議会事務局経験者の再任用事務職員1人という要望でも良いと考える。

堀副委員長：元部課長級でタイピングが出来ないのであれば結局しわ寄せは

職員にくるのでは。

梅村委員長：議会事務局としての率直な意見はどうか。

議会事務局長：常任委員会の議事録が1週間で作成できるようにしたので、その部分で業務量が減るのかと考えている。

木村委員：それは昨年度からではないか。

議会事務局長：昨年度はそこまで早くなかった。

木村委員：常任委員会の議事録は平成27年度も反訳業者に委託していた点では変わらない。委員長報告も委員長の元で整理していた。平成27年度と業務量でさほど差はないと感じるし、協議会等の議事録が心配である。

堀副委員長：ホームページの情報発信力が満足なものでなくなる。

梅村委員長：ホームページ作成と協議会等の議事録作成について現体制では補えないことを訴えていくこととし、事務職5人の配置を要望していくことで良いか。

木村委員：議会中に議長が進行するシナリオを事務局で作成すると思うが正副議長と内容について確認をしているか。以前は事前にシナリオを確認して訂正等を行っていた。今も行っているか。明らかに進行の言葉で間違った使い方がある。

梅村委員長：慣例と申合せ事項を細かく検討する必要もある。

木村委員：議会事務局の職員も議会と同じくらい問題意識を持って取組んでもらいたい。条例・規則等の規定を点検することも議会事務局の業務なのでそれらができる体制にしてほしい。

須藤議長：多くの意見が挙がっているが要望理由に記載したい。

堀副委員長：議会事務局長としても事務量を把握して、何ができていないか何をすべきなのか普段から整理しておく必要がある。

梅村委員長：議会事務局も時として、これは議会がすべきことだろうとの思いもあると思う。事務局も例えば傍聴者が増えるような取組をいっしょに考えてもらいたい。

木村委員：議会事務局の職員のやりがいもいっしょに考えることで芽生えるのではないか。

櫻井委員：事務局として現在の職員数は満足する職員数か。

梅村委員長：職員配置要望については必要職員数を5人とし、今日意見のあった職員の増員理由を添えて執行機関へ提出するというところでお願いする。

(2) その他

梅村委員長：市議会だよりの内容に対する市長の抗議文について協議する。

議長に対して説明を求められているので議長名で回答する。内容はこの資

料のとおりである。

木村委員：結びを「見当違いではないか」としたが意見はあるか。

堀副委員長：弱くないか。「見当違いです」と断定ではないか。

木村委員：「当たらないと考えます」といった結びもどうか。

梅村委員長：意見も他にないようだが、その他についてほかはないか。私から「岩倉市議会の定例会の召集時期を定める規則」について6月議会中に改正するかどうか提案する。「3月、9月定例会においてはこの限りでない」等の規定の表現が必要になるか。

堀副委員長：変えるならば議会事務局で案を考えておいてほしい。

梅村委員長：議会事務局にて調査を依頼する。

10 その他

木村委員：5月臨時会において議会人事をこれまでと違った形で決したが、来年度はどうか、その手法を研究してほしい。

議会事務局長：任期を1年とするのが1番しっくりくる手法と思われる。

木村委員：議長の任期も併せて検討したい。

梅村委員長：任期2年とするならば開始時期は選挙に合わせるか。

議会事務局長：任期2年の場合は開始時期について規定するのが標準会議規則によるところである。

堀副委員長：標準会議規則に規定されている開始時期が岩倉市例規に規定されていないのは過去に議論があっただろうし理由があると推察する。

梅村委員長：各会派でも十分に検討いただきたい。

梅村委員長：以上で議会運営委員会を終了する。